特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の運営規程参考例

「◎◎（事業所名称）」運営規程

　（事業の目的）

第１条　この規程は、株式会社＊＊が開設する◎◎（以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護等を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　指定特定施設入居者生活介護事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が事業所において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名称　◎◎

　二　所在地　前橋市○○町○－○－○

　（特定施設従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　一　管理者　１人（常勤職員）

　　　管理者は、事業所の従業者の管理、指定短期入所生活介護等の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

　二　生活相談員　○人以上

　　　生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行う。

　三　看護職員　○人以上

　　　看護職員は、利用者の健康状態の確認及び保健衛生上の指導や看護を行う。

　四　介護職員　○人以上

　　　介護職員は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たる。

　五　機能訓練指導員　○人以上

　　　機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

　六　計画作成担当者　○人以上

　　　計画作成担当者は、特定施設サービス計画（介護予防特定施設サービス計画）を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

　七　事務職員　○人以上

　　　事務職員は、必要な事務を行う。

　（入居定員及び居室数）

第５条　指定特定施設入居者生活介護等の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

　一　入居定員　○○人

　二　居室数　○○室

　（指定特定施設入居者生活介護等の内容）

第６条　指定特定施設入居者生活介護等の内容は、次のとおりとする。

　一　入浴、排せつ、食事等の介護

　二　日常生活上の世話

　三　機能訓練

　四　療養上の世話

　五　健康状態の確認

　（利用料等）

第７条　指定特定施設入居者生活介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

　一　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

具体的な費用名　○○円

　二　おむつ代　○○円

　三　日常生活に要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用　実費

３　前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

　（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続）

第８条　利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得るものとする。

　（施設の利用に当たっての留意事項）

第９条　利用者は、居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、その本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

　事業所において、必要事項を記載すること。

　（緊急時等における対応方法）

第１０条　従業者は、指定特定施設入居者生活介護等を提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は協力医療機関へ連絡する等の措置を講ずるものとする。

　（非常災害対策）

第１１条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１２条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

　一　虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等

　二　虐待の防止のための指針の整備

　三　虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

　四　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、指定特定施設入居者生活介護等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

　（その他運営についての重要事項）

第１３条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

　一　採用時研修　採用後○ヶ月以内

　二　継続研修　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附　則

 この規程は、令和○年○月○日から施行する。